

令和5年8月教育委員会定例会事項書

令和5年8月8日（火） 午後1時30分から
教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 議 事

- (1) 【議案第2087号】 令和5年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案について (関係各課)
- (2) 【議案第2088号】 令和6年度使用小学校用教科用図書採択について (教育指導課)
- (3) 【議案第2089号】 鈴鹿市立公民館条例の一部改正について (地域協働課)

4 報告事項

- (1) 天栄中学校区における学校再編について (教育政策課)
- (2) 令和5年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について (教育指導課)
- (3) 令和6年度鈴鹿市立幼稚園の入園式及び鈴鹿市立小中学校の入学式について (教育指導課)

5 その他

- (1) 令和5年9月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)

8月教育委員会 定例会席表

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育委員 (松島 康博) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育長 (廣田 隆延) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (会議録署名者) 教育委員 (笠井 智佳) </div> </div>					
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育委員 (山中 秀志) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育委員 (下古谷 博司) </div> </div>					
図書館長 (中村 仁美)	参事兼 地域協働課長 (小野 秀哉)	参事 (三浦 洋子)	参事兼 教育指導課長 (西村 佳代子)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (小林 佐織)
学校教育課長 (藤見 忠)		教育支援課長 (津田 由美子)		書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
傍聴席		傍聴席		傍聴席	
(傍聴人:定員は10人)					

令和5年8月 教育委員会 定例会

議 案

(第2087号～第2089号)

令和5年8月8日

鈴鹿市教育委員会

議案第2087号

令和5年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案について
議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり了承する。

令和5年8月8日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和5年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案
(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた令和5年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

令和5年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案

1 教育費補正額

(単位：千円)

補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳			
8,460,003	34,029	8,494,032	国・県支出金	地方債	その他	一般財源
			7,063	12,600	114	14,252

2 教育費補正額内訳

(単位：千円)

項	補正額	目	補正額内訳	摘要	
教育総務費	5,515	教育振興費	5,515	教育活動費等/水泳授業委託事業費	4,664
				読書活動推進事業費	851
小学校費	28,400	学校建設費	28,400	河曲小学校施設整備費/屋内運動場	28,400
社会教育費	114	図書館費	114	管理運営費/図書購入費	114
計	34,029	計	34,029		34,029

3 債務負担行為補正(変更)

(単位：千円)

事項		期間	限度額
小学校建設事業	補正前	令和5年度から令和6年度まで	342,600
	補正後	令和5年度から令和6年度まで	385,200

令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
令和6年度使用小学校教科用図書を次のように採択する。

令和5年8月8日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和6年度使用小学校教科用図書（別紙）

提案理由

令和6年度使用小学校教科用図書を採択するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

令和6年度使用小学校用教科用図書を下記のとおり採択する。

記

(小学校用教科用図書)

国語	光村図書出版	「国語」
書写	東京書籍	「新編 新しい書写」
社会	日本文教出版	「小学社会」
地図	帝国書院	「楽しく学ぶ 小学生の地図帳」
算数	東京書籍	「新編 新しい算数」
理科	新興出版社啓林館	「わくわく理科」
生活	新興出版社啓林館	「わくわくせいかつ, いきいきせいかつ」
音楽	教育芸術社	「小学生の音楽」
図画工作	日本文教出版	「図画工作」
家庭	開隆堂出版	「わたしたちの家庭科」
保健	東京書籍	「新編 新しい保健」
道徳	光村図書出版	「道徳 きみが いちばん ひかるとき」
英語	光村図書出版	「Here We Go！」

鈴鹿市立公民館条例の一部改正について
議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり了承する。

令和5年8月8日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立公民館条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市立公民館条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

鈴鹿市立公民館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立公民館条例（昭和46年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(設置)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定により、市が設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鈴鹿市立天名公民館</td> <td style="text-align: center;"><u>鈴鹿市御菌町</u> <u>5306番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	鈴鹿市立天名公民館	<u>鈴鹿市御菌町</u> <u>5306番地</u>	略	略	<p>(設置)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定により、市が設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鈴鹿市立天名公民館</td> <td style="text-align: center;"><u>鈴鹿市御菌町</u> <u>2297番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	鈴鹿市立天名公民館	<u>鈴鹿市御菌町</u> <u>2297番地</u>	略	略
名称	位置																
略	略																
鈴鹿市立天名公民館	<u>鈴鹿市御菌町</u> <u>5306番地</u>																
略	略																
名称	位置																
略	略																
鈴鹿市立天名公民館	<u>鈴鹿市御菌町</u> <u>2297番地</u>																
略	略																

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

令和5年8月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和5年8月8日

鈴鹿市教育委員会

天栄中学校区における学校再編について

教育委員会事務局 教育政策課

○天栄中学校区における学校再編計画(素案)について

1 計画策定の目的

- 学校の小規模化に起因する様々な教育的課題の解消と、学校教育を取り巻く社会環境の変化を受け止め、持続可能な未来を創っていく力を身に付けていくことができる、本市のモデル校ともなる新たな教育環境を創造するため、義務教育の9年間の教育課程を見据えた「義務教育学校」の設置に向けた考え方を示す。
- 義務教育学校の設置までの期間に、合川小学校で令和6年度に、天名小学校で令和8年度に発生する見込みである複式学級に対して、より良い教育環境を提供する必要があるため、「天栄中学校区における学校再編計画」として取りまとめ、今後の学校のあり方を示す。

■ 実数値による推計

■ 推計値による推移

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和15年度	令和17年度	令和20年度	令和25年度
合川小学校	普通学級児童数	69	68	60	56	52	50	54	60	54	53	49
	学級数	6	5	5	5	4	5	5	6	6	5	5
天名小学校	普通学級児童数	74	68	63	66	61	53	48	51	47	40	38
	学級数	6	6	6	5	5	5	5	5	4	4	4
栄小学校	普通学級児童数	150	143	133	122	111	113	103	124	124	109	91
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
郡山小学校	普通学級児童数	176	167	164	172	162	155	142	147	149	129	109
	学級数	6	6	6	7	7	7	7	6	6	6	6

合川小学校の令和6年度以降の児童数は、小規模特認校制度による入学者数を考慮していない。

(令和5年度「20年推計」を基に整理)

2「義務教育学校」設置に向けて

1 小中一貫教育に関する国の動向

小中一貫教育については、平成27年の学校教育法の改正等により、小中一貫教育制度が整備された。また、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) (令和3年1月26日中央教育審議会)においては、9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について、検討していくことの必要性が言及されている。

小中連携教育

小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、
小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

小中一貫教育

小・中学校が目指す子供像を共有し、
9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

	義務教育学校	小中一貫校
組織・運営	1人の校長 1つの教職員組織 教員は原則、小・中学校の両免許状を併有	小学校・中学校それぞれに校長 小学校・中学校それぞれに教職員 教員は各学校種に対応した教員免許状を保有
修業年限	9年 (前期課程6年(小学校段階) 後期課程3年(中学校段階))	小学校6年 中学校3年
教育課程	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程の編成 ・小中一貫教育(独自教科)等の設定 ・指導内容の入れ替え・移行 ・柔軟な学年段階の区切りの設定が可能 (5-4制, 4-3-2制等)	

いずれの学校も施設の形態(一体型, 隣接型, 分離型)は問わない。
施設一体型: 小学校と中学校の校舎の全部または一部が, 一体的に設置されている。
施設隣接型: 小学校と中学校の校舎が, 同一の敷地内または隣接する施設に別々に設置されている。
施設分離型: 小学校と中学校の校舎が, 隣接していない別々の敷地に設置されている。

2 「義務教育学校」について

今後、国が示す9年間を通じた教育課程、指導体制を構築するためには、9年間を見通した教育課程が編成される「義務教育学校」の方が、より効果的な教育活動を実現することができる。

「義務教育学校」においては、柔軟な学年段階の区切りの設定が可能であり、小学校段階の学級担任制から中学校段階の教科担任制へ緩やかに移行することができ、いわゆる「中1ギャップ」の軽減が期待できる。

また、「義務教育学校」では、1人の校長のもと、教職員組織も1つであることで、教員同士の連携により、9年間の系統的な学習活動や児童生徒理解を行うことができる。

3 天栄中学校区に「義務教育学校」を設置する意義

天栄中学校区は、歴史ある地域と新たな住宅地域が共存し、自然豊かな環境の中、地域からの多大な協力も得ながら教育活動を展開してきた。

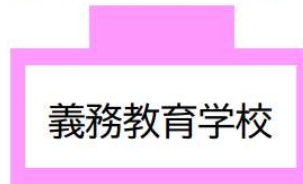
限られた人数で人間関係が固定化しやすいと言われる中、「義務教育学校」の設置により、多様な児童生徒や教職員と関わる機会を増やすことができる。

さらに、学官連携により、市内でも先進的な取組を推進することが可能となることや、9年間の特色ある教育活動を展開することにより、地域の活性化につながることを期待できる。

今後は、本市のモデル校ともなる新たな教育環境の創造に向けて、「義務教育学校」においては、学校選択制(特認校制)により市内のどこからでも就学を認めることによって、市内各地の児童生徒が天栄中学校区で学ぶことができる環境を整えていく。

- 令和14年4月を目途に、本市の新たな教育環境としてモデル校ともなる「義務教育学校」の早期開校をめざす。
- 「義務教育学校」は、市内のどこからでも通学を可能とする「特認校」を想定して検討する。

新設校舎（施設一体型）



新たな教育環境として本市のモデル

- ・9年間の連続した教育課程の編成
- ・施設のあり方検討
- ・特認校として市内全域から通学可能

4 「義務教育学校」開校に向けて検討すべき課題

今後、開校に向けて整理が必要な課題

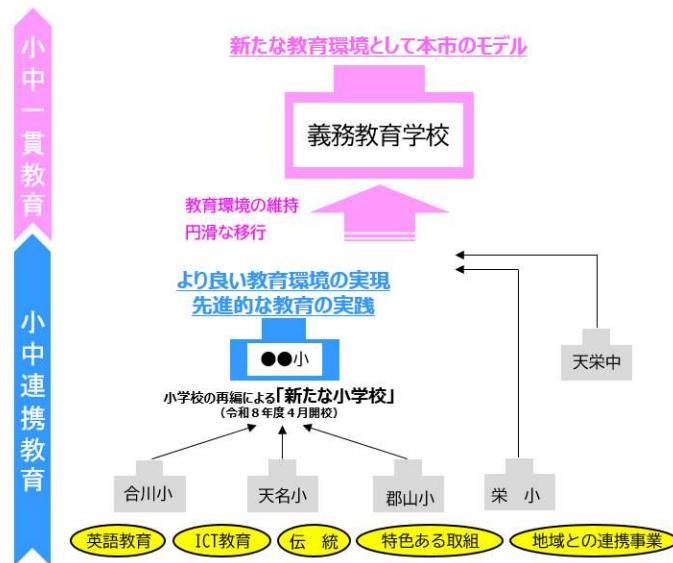
- ・基本的な考え方の整理 → 「小中一貫教育ビジョン」の策定
- ・再編計画策定に向けた整理 → 新たな再編計画の策定
- ・施設に関する整理 → 小学校と中学校の施設一体型の校舎の整備推進

3 「新たな小学校」開校に向けて

1 より良い教育環境を提供する「新たな小学校」

学校の小規模化に伴う様々な課題は、本市の未来を担う児童の学びと今後の成長に大きく影響すると考えられることから、児童一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるより良い教育環境を提供する視点を主眼に置いて学校再編の検討を行う必要がある。

- 合川小学校及び天名小学校の2校に郡山小学校を加えた3校で学校再編を行い、令和8年4月に「新たな小学校」を開校する。
- 「新たな小学校」は、現在の郡山小学校の校舎を活用する。
- 「新たな小学校」は、これまで3校で培われてきた取組を継承し、先進的な教育を実践する学校をめざす。
- 「新たな小学校」で構築された教育環境や得られた知見を生かして、円滑な「義務教育学校」への移行につなげていく。



2 「新たな小学校」では先進的な教育を実践

学校の伝統や特色ある取組，地域との連携事業，小規模特認校で培われてきた「ICT教育」や「英語教育」の取組を継承し，先進的な教育を実践する学校をめざす。先進的な教育を実践する中で得られた様々な知見は，「義務教育学校」での取組につなげていく。

3 「新たな小学校」の設置場所について

児童の通学に負担が小さいことや，空き教室数など受け入れ能力を考慮して，「新たな小学校」は，現在の郡山小学校の校舎を活用する。

4 合川小学校における小規模特認校制度について

合川小学校で実施してきた小規模特認校制度は令和7年度入学者を最後とすること，既に，小規模特認校制度を利用して合川小学校に通学している児童は，令和8年度以降に通学する小学校について，それぞれの希望や事情に対応していく。

5 今後の取組

今後立ち上げる準備委員会が取り組む検討項目，開校後の評価について

【準備委員会】

令和6年2月を目途に，保護者や地域住民，学校再編に関わる学校関係者，教育委員会事務局の関係部署で構成。今後，設置要綱を制定。

【主な検討項目(11項目)】

- 育む力に関すること
- 先進的な教育に関すること
- 児童の交流や地域連携活動に関すること
- 今後の通学路の安全確保に関すること
- スクールバスの運行に関すること
- 校名・校章・校歌等に関すること
- 児童が使用する学用品等に関すること
- PTA 組織体制や活動内容等に関すること
- 記念行事に関すること
- 施設整備に関すること
- 跡施設に関すること

【学校再編の成果・課題の可視化による評価】

学校関係者と教育委員会の関係部署が中心となり，学校運営協議会と連携して継続的に評価を行い，保護者や地域住民へ説明していく機会を設けていく。

4 今後のスケジュールについて

- 令和5年8月16日[水] 市議会 全員協議会にて学校再編計画(素案)説明
20日[日] 広報すずか(8/20号)に周知チラシを折り込み
(合川, 天名, 郡山, 栄の4小学校区)
21日[月]~ 学校再編計画(素案)意見募集【9/20まで実施】
9月 9日[土] 地域説明会 会場:天栄中学校 ※予備日16日
20日[水] 意見募集終了

意見をとりまとめ, 計画に反映(修正)

令和6年 2月 準備委員会立ち上げ(予定)

5 再編計画(素案)の意見募集について

- 計画の公表場所 ・教育政策課
・地区市民センター(合川, 天名, 栄)
・公民館(郡山)
・教育委員会ホームページ
- 意見募集期間 令和5年8月21日(月)から9月20日(水)まで【30日間】
- 周知方法 ・周知チラシの配布
広報すずか(8/20号)にて折り込み(合川, 天名, 郡山, 栄の4小学校区)
小学校で配布(合川, 天名, 郡山, 栄の4小学校)
自治会で回覧(合川, 天名, 郡山, 栄の4小学校区)
市ホームページ(トピックス)に掲載

令和 5 年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式
及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について

1 幼稚園

(1) 修了証書授与式期日

令和 6 年 3 月 22 日（金）午前 10 時

(2) 会場

各幼稚園

2 小学校

(1) 卒業証書授与式期日

令和 6 年 3 月 19 日（火）午前 10 時

(2) 会場

各小学校

3 中学校

(1) 卒業証書授与式期日

令和 6 年 3 月 7 日（木）午前 10 時

(2) 会場

各中学校

4 備考

開式時刻につきましては、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合がございます。

令和6年度鈴鹿市立幼稚園の入園式
及び鈴鹿市立小中学校の入学式について

1 幼稚園

(1) 入園式期日

令和6年4月10日(水) 午前10時

(2) 会場

各幼稚園

2 小学校

(1) 入学式期日

令和6年4月9日(火) 午前10時30分

(2) 会場

各小学校

3 中学校

(1) 入学式期日

令和6年4月9日(火) 午後1時30分

(2) 会場

各中学校

4 備考

開式時刻につきましては、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合がございます。